

平成27年7月10日開催

# 議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成27年7月10日(金) 午後2時 田辺市役所別館 3階 大会議室

農業委員数39名

出席者31名

1番 山崎 清弘      2番 玉置 俊裕  
6番 向日 一義      7番 前田 登      8番 森 敦孝  
9番 更井 寛司      10番 丸屋 弘吉      11番 小谷 清雅      12番 皿田 功  
13番 田渕 宏      14番 中山 敏久      15番 瀧本 和明  
17番 泉 雅行      18番 坂本 一馬      19番 横尾 泰行      20番 青木 登  
21番 那須 京子      22番 那須 克      23番 上森 力      24番 寒川 加代子  
25番 玉置 伸      26番 鈴木 直孝      27番 溝口 健治      28番 上中 悠司  
29番 坂本 茂久      30番 松窪 俊英      31番 岡上 達  
33番 川井 洋之      34番 中村 洋子      36番 松本 忠巳  
37番 峯園 五郎

欠席者                      3番 桑原 壽      4番 棒引 昭治      5番 市橋 宗行  
16番 杉若 陽一      32番 長嶺 博司      35番 矢敷 勇氣男  
38番 石谷 強      39番 蔭地 明一  
事務局                      局長 愛須 誠      農地係長 岡内 伸午      主査 松平 忠敏  
会議録署名委員              33番 川井 洋之      34番 中村 洋子

議 長                      皆さん、こんにちは。例年になく、農家泣かせの長い雨が降って、漸く明日から梅雨の中休みになってくるとのことであります。先月、県の農業会議で〇〇〇が審議されていましたが、今回、許可が下りたということがあります。県は調査期間が欲しいということでしたが、今回無事に答申されました。今後の転用について、委員さんも十分地元で協議していただきたいと思います。

議 長                      それでは最初に、農用地利用集積計画の合意解約の報告がございまして。事務局の説明をお願いします。

農振課 田上                      皆様こんにちは、まず始めに農用地利用集積計画の合意解約から報告します。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は田、面積は809㎡です。他1筆、合計面積1,195㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は、平成27年6月2日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は畑、面積は1,147㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は、平成27年6月2日です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は畑、面積は4,530㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は、平成27年6月23日です。以上、報告させていただきます。

議 長                      はい。ありがとうございます。まず、利用権の合意解約についてご意見、ご質問ございませんか。  
(なしの声あり。)

議 長

ないようでございますので、報告とさせていただきます。続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定の申し出がございましたので事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 田上

続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1, 330㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成27年8月1日から平成32年7月31日の更新です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の3, 576㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は平成27年8月1日から平成47年7月31日の新規です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の695㎡、他1筆、合計1,631㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間5万円、口座払い、期間は平成27年8月1日から平成37年7月31日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の4, 762㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅とみかん、期間は平成27年8月1日から平成37年7月31日の新規です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の895㎡、他1筆、合計1,053㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成27年8月1日から平成32年8月31日の新規です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の3, 788㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成27年8月1日から平成32年7月31日の更新です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の2, 236㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成27年8月1日から平成37年7月31日の新規です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の2, 389㎡、他3筆、合計7,839㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は平成27年8月1日から平成33年7月31日の新規です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の420㎡、他1筆、合計879㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成27年8月1日から平成33年7月31日の新規です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の512㎡、他5筆、合計4,063㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成27年8月1日から平成32年6月30日の新規です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1,147㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成27年8月1日から平成32年6月30日の新規です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の621㎡、他4筆、合計3,161㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成27年8月1日から平成32年6月30日の新規です。13番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の499㎡、他2筆、合計1,694㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成27年8月1日から平成32年6月30日の新規です。合計13件、30筆、37,159㎡、貸手13名、借手9名です。この13件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている

と考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい。ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。  
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。更新でございますので異議ございません。

議 長 はい、2番。  
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。これは新規で〇〇〇〇の仲介で申請が出ております。何ら異議ございません。

議 長 はい、3番。  
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。貸し手が最近、病気がちということで、これも〇〇〇〇の紹介を受けたということです。4番については、借り手の父親が貸し手の叔父で、今回、登録したということです。3番、4番とも異議ございません。

議 長 はい、5番。  
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。大変真面目な方で現在も野菜を作られています。異議ございません。

議 長 はい、6番。  
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。更新なので問題ありません。

議 長 はい、7番。  
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。これも〇〇〇〇の仲介で申請が出ております。何ら異議ございません。8番については貸し手が病気になって5、6年になり、なかなか管理が難しいということで、〇〇〇〇さんに作っていただくということで、何ら問題ございません。

議 長 はい、9番。  
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。ここは野菜を作られており、以前から貸しておったわけですが、隣接の〇〇〇〇さんが耕作してくれるということで異議ございません。

議 長 はい、10番。  
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。10番から13番まで、借り手が同じ〇〇〇〇さんです。この方は去年から〇〇〇〇というところで、野菜を作って出荷しております。異議ございません。

議 長 はい、以上13件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。  
 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による所有権の移転についての申し出がございましたので、事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 田上 続きまして、所有権移転を報告いたします。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は畑、面積は770㎡、他1筆、合計2,774㎡、所有権を移転する者は〇〇〇、〇〇〇〇、所有権を移転される者は〇〇〇、〇〇〇〇、利用目的は畑、対価は2筆全体で100万円、支払方法、支払期限は持参払い、平成27年7月10日、所有権移転の時期は平成27年7月10日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は畑、面積は3,518㎡、所有権を移転する者は〇〇〇、〇〇〇〇、所有権を移転される者は〇〇〇、〇〇〇〇、

利用目的は畑、対価は100万円、支払方法、支払期限は持参払い、平成27年7月10日、所有権移転の時期は平成27年7月10日です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は畑、面積は426㎡、他3筆、合計1,759㎡、所有権を移転する者は〇〇〇、〇〇〇〇、所有権を移転される者は〇〇〇、〇〇〇〇、利用目的は畑、対価は4筆全体で125万円、支払方法、支払期限は持参払い、平成27年7月10日、所有権移転の時期は平成27年7月10日です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は畑、面積は730㎡、他1筆、合計2,268㎡、所有権を移転する者は〇〇〇、〇〇〇〇、所有権を移転される者は〇〇〇、〇〇〇〇、利用目的は畑、対価は2筆全体で170万円、支払方法、支払期限は持参払い、平成27年7月16日、所有権移転の時期は平成27年7月16日です。合計4件、9筆、10,319㎡、譲渡人3名、譲受人3名です。以上、ご審議よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。逐条審議をお願いします。1番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番から4番については全てあっせん成立したものでございまして、何ら異議ございません。

議 長 はい、以上4件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、3番 桑原壽委員さん、4番 棒引昭治委員さん、5番 市橋宗行委員さん、16番 杉若陽一委員さん、32番 長嶺博司委員さん、35番 矢敷勇氣男委員さん、38番 石谷強委員さん、39番 蔭地明一委員さんより欠席の届けが出てございます。本日の会議録署名委員に、33番 川井洋之委員さん、34番 中村洋子委員さん、よろしくお願ひをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について、議案第5号農地の形状変更願について、報告第1号農地法施行規則第32条第1項第1号による届出についてを上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査 1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,833㎡、他1筆、合計3,813㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は218㎡、他1筆、合計253㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、交換です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は330㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、交換です。以上3件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件

には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。第3条申請の逐条審議をお願いします。それでは1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんの義理の弟です。異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2番、3番について、お互いの飛び地を交換することで異議ございません。

議 長 はい、議案第1号農地法第3条申請3件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2番、3番についてお尋ねします。交換ということは等価交換なのか。昔、等価交換した場合は、免税の措置があるというお話を聞いており、この件の税金面はどうか。

松平 主査 等価交換だと聞いております。税金については聞いていません。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。面積について若干差があるでしょ。昔、等価交換した場合、値打ちが同じだから税金の対象にならないということだったが、現在もそのようになっているのかなと思ひまして。

松平 主査 確認しておきます。

議 長 事務局の方で調べておくということでよろしく申し上げます。以上3件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第2号農地法第4条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

岡内 係長 2ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は580㎡、他2筆、合計1,159㎡です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は営農型太陽光発電施設で1,159㎡の内、0.2368㎡、着工日、工事期間は許可の日より1か月以内、農用地の内外は用途外、隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地は都市計画用途地域内（第一種居住地域）にありますので、第3種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は564㎡です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は梅干し用ビニールハウスが266.4㎡、駐車場・作業場が297.6㎡、着工日、工事期間は許可の日より5か月以内、農用地の内外は平成27年2月16日に除外となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。始末書ございます。私は農地法の許可を待たずにビニールハウス建設のために整地してしまい反省しております。つきましては今後農地転用するときは、必ず農地法の許可を得た上で行いますとのことであります。この土地は周囲を住宅と川に囲まれた小集落の農地で、第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕、面積は218㎡、他

2筆、合計954㎡です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設で954㎡、着工日、工事期間は許可の日より6か月以内、農用地の内外は平成27年2月16日に除外となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地は周囲を住宅と畑に囲まれた小集落の農地で、第2種農地です。以上3件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。7月8日に〇〇〇〇委員さん、局長さん、係長さんの4人で現地調査をまいりました。当日は雨が降ったり止んだり、車の移動が大変でした。5条8件、4条3件、2条1件、形状変更2件の14件を調査してきました。それでは、4条転用申請の報告をさせていただきます。1番、申請場所は〇〇〇の西50m、現況は休耕畑、一部野菜を植えていました。隣接状況及び周囲への影響は東側が宅地、西側が宅地と畑、南側が宅地、北側が水路と宅地です。水利組合はありません。転用理由は今回、休耕地を購入し、田辺へ来ているIターングループで野菜作りに励むと共に、営農型太陽光発電で収入を安定させたく申請しますとのことです。転用内容は太陽光パネル372枚、100.5kw発電、支柱高2.5m、切土盛土なし、現況で設置。排水等は雨水は自然浸透及び北側に水路ありです。何ら問題はありません。引き続き2番、申請地は〇〇〇の手前100mで現況は梅畑です。経緯は始末書のとおりです。東側は雑種地と田、西側が畑、南側も畑、北側は宅地、水利組合はありません。転用理由は申請人は梅農家で当該地は自宅と梅畑にも近いので、梅干場として転用を申請しますとのことです。転用内容は梅干し用のビニールハウス296㎡、盛土1.5から2mです。排水等は雨水は自然浸透及び西側の水路へ流すそうです。何ら問題はありません。3番は申請場所が〇〇〇より南200m、現況は休耕地です。東側が宅地と畑、西側が〇〇〇〇線の法面、南側が宅地と畑、北側が畑で水利組合はなしです。転用理由は申請地は母親が耕作していましたが高齢になり休耕になっていました。申請人は会社勤めで体調もすぐれないことから耕作も難しいため、今回、太陽光発電施設に転用を申請しますとのことです。転用内容は太陽光パネル192枚、44kw、切土、盛土なしで、雨水は自然浸透です。何ら問題ありません。以上です。

議 長

ありがとうございます。第4条申請の逐条審議をお願いします。それでは1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。先月、3条申請で取得した農地に営農型太陽光発電施設を設置するものです。関係者の方に聞いてみますと、周辺に住家があり、その方々には説明しているとのことです。異議ございません。

議 長

はい、2番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの説明のとおりですが、補足しますと〇〇〇〇さんのお孫さんの代になって規模拡大を図っています。この屋敷

の隣にはハウスや作業場があり、隣接の自分の畑のところにビニールハウスを建設したいということで何ら問題ありません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇在住ですが、物件は〇〇〇〇でございます。この方は農業をされてないと思われま。太陽光発電は今いろいろと言われておりますが、周辺の同意もございませし問題はないと思いま。

議 長 はい、議案第2号農地法第4条申請3件異議なしとのことございませ。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第3号農地法第5条申請についてですが、事務局の説明をお願い申し上げます。

岡内 係長 3ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は900㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は作業所1棟が101.08㎡、駐車場、木材置場、通路等が798.92㎡、合計900㎡、着工日、工事期間は許可日より1年以内、農用地の内外は平成27年6月17日に除外となっております。隣接同意、水利同意はございませ。この土地は周囲を畑と道路に囲まれた農地で、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は216㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は物置1棟が47.61㎡、庭園が168.39㎡、合計216㎡、着工日、工事期間は許可日より6か月以内、農用地の内外は用途外、隣接同意はございませ。水利同意は不要です。この土地は都市計画用途地域内（第二種中高層居住専用地域）にありますので、第3種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は190㎡、他1筆、合計面積は207㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅が43.06㎡、駐車場及び庭園が163.94㎡、合計207㎡、着工日、工事期間は許可日より6か月以内、農用地の内外は平成19年5月25日に除外となっております。隣接同意、水利同意は共に不要です。始末書ございませ。田辺市から、道路沿いの土地に下水道の配管を埋設したいとの申し出を受けました。それと同時に梅畑として利用していましたが、道路の高さまで埋め立て、宅地の状態となり、現在に至っています。私も農地法をあまりよく知らなかつたため、許可申請をしなければならなことを知らず、そのままの状態でごして参りました。今後はこのようなことのないよう十分気をつけますとのこと。この土地は周囲を宅地と道路に囲まれた農地で、第2種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は762㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設762㎡、着工日、工事期間は許可日より1年以内、農用地の内外は平成27年6月17日に除外となっております。隣接同意、水利同意はございませ。使用貸借20年

間の設定です。この土地は周囲を畑と川に囲まれた農地で、第2種農地です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は727㎡、他2筆、合計1,346㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設が1,346㎡、着工日、工事期間は許可日より1年以内、農用地の内外は平成27年6月17日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は717㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設が717㎡、着工日、工事期間は許可日より1年以内、農用地の内外は平成27年6月17日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は720㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設が720㎡、着工日、工事期間は許可日より1年以内、農用地の内外は平成27年6月17日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が宅地、面積は396㎡、他1筆、合計486㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は店舗が116㎡、駐車場及び庭園が370㎡、合計486㎡、着工日、工事期間は完了、農用地の内外は当初抜き、隣接同意はございます。水利同意は不要です。賃貸借5年間の設定です。始末書がございます。内容は農地法の許可申請手続きが必要であることを知らなかったため申請手続を怠っていました。再びこのようなことのなきよう注意いたしますとのことであります。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。以上8件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件には該当していないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1番、申請場所は〇〇〇より東へ200m、現況は梅畑です。隣接状況は東側が畑、西側が畑、南側が梅畑、北側が市道です。地元水利組合の同意有り。転用理由は渡し人は高齢になったので農業を縮小したいと考えており、受け人はこれを譲り受けて木工所を拡張いたしたく転用を申請します。転用内容は木作業所1棟101㎡、他は駐車場と木材置場、盛土60cm、北側に側溝を新設。排水は合併浄化槽で処理、雨水と市道の側溝へ流すそうです。2番、申請場所は〇〇〇の前100m、現況は休耕畑。隣接状況は東側が畑、西側が里道と宅地、南側が〇〇〇、北側が畑です。水利同意は不要。転用理由はこの申請地は、進入路もなく耕作が難しく管理に苦慮していたところです。今回、隣接地を所有する会

社に譲渡し、会社の機材等の保管場所と社宅の庭として利用いたしたく申請します。転用内容は物置倉庫1棟47㎡、他は庭、切土盛土はなし、周囲にコンクリートブロックをするそうです。排水等は雨水は自然浸透です。3番、申請場所は〇〇〇から上へ100m、現況は休耕畑です。隣接状況は東側が市道、西側が市道と宅地、南側が雑種地、北側が畑で水利組合は不要です。転用理由は渡し人は県外に住んでいるため土地の売却を考えていました。受け人は同じ町内で住宅地を探していたところ、当該地を譲り受けることになり転用を申請します。転用内容は木造2階建て住宅1棟43㎡、他は駐車場と庭です。切土盛土はなしです。排水は農業集落排水の管路へ、雨水は前側の既設水路へ流すそうです。4番、申請場所は〇〇〇より上へ50m、現況は梅畑で南高梅が植えられておりました。隣接状況は東側が畑、西側が道路と河川、南側が畑、北側が畑と里道です。地元水利組合の同意あります。転用理由は貸人と借人は親子の関係で、申請地は母親がこれまで耕作してきましたが、高齢で歩行困難となり農業も難しくなりました。手伝うのも限界があるため、今回、太陽光発電施設に転用を申請しますとのこと。転用内容は太陽光パネル237枚、49kw発電、切土盛土はなし、雨水は自然浸透です。ご審議よろしくお願ひします。

議 長  
〇〇番 委員

はい、5番。  
〇〇番〇〇です。引き続きまして5番、申請場所は〇〇〇より北へ100m、現況は田、隣接状況は東側が田、西側が畑、南側が墓地と宅地、北側が畑で地元水利組合の同意あります。転用理由は渡し人は高齢で農作業も困難で規模縮小を考えていました。申請地は日当たりも良い土地で、太陽光発電施設として利用したいという申し出を受け、転用を申請しますとのこと。転用内容は太陽光パネル450枚、114kw発電、切土盛土はなしで雨水は自然浸透及び西側の水路へ流すそうです。問題ないと思ひます。6番、申請場所は〇〇〇の前、現況は田、隣接状況は東側が山林、西側が宅地と田、南側が田、北側が市道で地元水利組合の同意あります。転用理由は渡し人は高齢で農作業が困難になってきました。この度、受け人から太陽光発電施設として利用したいという申し出を受け、転用を申請します。転用内容は太陽光パネル225枚、57kw発電、切土盛土はなしで雨水は自然浸透です。問題ないと思ひます。7番、申請場所は〇〇〇より南へ100m、現況は田、隣接状況は東側が道路と宅地、西側が田、南側が放棄地、北側が宅地で地元水利組合の同意あります。転用理由は渡し人は申請地を相続で取得しましたが、専業農家ではないので維持管理していくのが難しくなっていました。この度、太陽光発電施設として利用したいという申し出を受け、転用を申請します。転用内容は太陽光パネル225枚、57kw発電、切土盛土はなしで雨水は自然浸透です。問題ないと思ひます。8番、申請場所は〇〇〇手前100m、現況は休耕で、隣接状況は東側が山林、西側が国道、南側が田、北側が畑で水利組合はなしです。転用理由は貸人は病弱で耕作ができず休耕地になっていました。知人である借人はこの土地を借り受けて、〇〇〇〇を開業しています。始末書があり、農地転用申請を知らずに怠っており、再びこのようなことのない

ように誓約しますとのこと。転用内容は木造平屋建て1棟116㎡、他は駐車場と庭。切土盛土はなし、建物の西側に水路を設置しています。排水は合併浄化槽で処理、雨水と新設の水路へ流すそうです。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願い申し上げます。

1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番の件ですが、現況は良く実のなる梅でこれからかなあというところなのですが、譲渡人の〇〇〇〇さんは一人で農作業をしているのですが、若干農作業も難しくなってきたということで、農業を縮小したいという時に、譲受人の方から木工作业所を建設するので譲ってほしい旨の話があり、5条申請に至ったわけであります。周辺の同意もありますし、異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現況は荒地で長い間放置しています。異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現調委員さんのおりです。異議ございません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現調委員さんのおりです。異議ございません。

議 長 はい、5番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。5番は高齢のため規模縮小を考えており、6番についても同じです。7番については〇〇〇〇さんは専業農家でございますし維持管理が難しくなっているということで異議ございません。

議 長 はい、8番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇は埋め立てした場所です。埋め立てが終わって、そこには宅地や農地や山林もあったのですが、境界が全くはっきりしないような状態で埋め立てが終わっています。加えて硬い土壤になっておりまして、想像ですが借借人の方は農地であることを認識していなかったのだと思います。特に異議ございません。

議 長 はい、以上で8件の5条申請について異議なしということですが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお願いします。

岡内 係長 9ページをお願いします。議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が宅地、面積は48㎡、他2筆、合計206㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、備考ですが、申請地一帯は昭和47年頃に山を削り、田を埋め立て造成地となった模様です。その後、〇〇〇が建設されました。これが撤退した後は平成12年から宅地分譲地となり、進入路も新設されました。申請地3筆は昭和50年に申請人が取得した当時から耕作できる土地ではなく、草刈りの維持管理を行ってきましてのこととあります。以

上1件、ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。申請場所は〇〇〇から西へ100m、現況は宅地、隣接周囲の状況は東側と北側は宅地、西側は市道、南側は市道で海岸に面する。周囲に農地はなし。非農地となった経緯は申請地一帯は昭和47年ごろに山を削り、田を埋め立てて造成地となった模様です。その後、〇〇〇が建設されました。これが撤退した後は平成12年から宅地分譲地となり進入路も新設されました。申請地3筆は昭和50年に申請人が取得した当時から耕作できる土地ではなく、草刈りの維持管理を行ってきましたとのことであります。現状は宅地となってから長く経ち、草も生えているという状況でした。近隣者と地元農業委員の証明もあり、問題ないと思います。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。昭和47年ごろに宅地造成し、現況としては田も畑も宅地となっているものだと思っておりましたが、この3筆については田で残っていたようであります。異議ございません。

議 長 ありがとうございます。議案第4号農地法第2条の規程による農地でない旨の証明願1件について、異議なしとのことでございますが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、議案第5号農地の形状変更願について、事務局からの説明をお願いします。

岡内 係長 7ページをお願いします。議案第5号農地の形状変更願です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は205㎡の内、100㎡、他1筆、合計253㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して野菜畑に変更したいであります。着工日、工事期間は許可日より6か月以内、隣接同意、水利同意はございます。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,831㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して梅畑に変更したいであります。着工日、工事期間は許可日より1年以内、隣接同意、水利同意はございます。以上2件、ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。申請場所は〇〇〇の北50m、現況は休耕地とハス畑、隣接状況は東側が畑、西側も畑、南側が田、北側が水路と田で地元水利組合の同意もあります。形状変更理由は沼田で稲作をしていましたが農作業が大変苦勞なため、休耕地とハスを植えてハス園にしていました。この先、雑草の管理もできにくくなるため、この度、水道工事の土砂が入ることになり、埋め立てて管理しやすい畑に形状変更したいと思います。内容は盛土50cmから1m、東側に水路を新設。雨水は自然浸透及び北側と東側の水路へ流すということです。問題ないと思います。2番、申請場所は〇〇〇の裏手、現況は梅畑、隣接状況は東側が宅地、西側が里道と梅畑、南

側が田、北側が梅畑で地元水利組合の同意もあります。形状変更理由は元々、低地で水持ちが悪い田であったため、水稻を止めて畝立てをしてみかんを作っていましたが、生育が悪く、梅に改植をしましたが、採算が取れなくなってきました。この度、盛土をして作り土を確保するため形状変更を申請します。内容は盛土は30cmから35cm、南側に水はけ用の手掘り水路を作る。雨水は自然浸透で問題ないと思います。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番に〇〇〇〇委員さんの案件がありますので、1番を除いてお願いします。2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。30年程経つ梅があり、〇〇〇〇よりも低地にあり、水はけが悪いように思います。この際、新たに埋め立て、梅を植えたいとのことで異議ございません。

議 長 はい、ありがとうございます。農地の形状変更願1件について、異議なしとのことでございますが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、そのようにさせていただきます。それでは〇〇〇〇委員さん退席願います。

〇〇番 委員 (退 席)

議 長 1番についてご審議願います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。水道の工事を活用してということで異議ございません。

議 長 はい、ありがとうございます。1番について異議なしとのことでございますが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、そのようにさせていただきます。

〇〇番 委員 (着 席)

議 長 続きまして、報告第1号農地法施行規則第32条第1項第1号による届出について、事務局からの説明をお願いします。

松平 主査 8ページをお願いします。報告第1号農地法施行規則第32条第1項第1号による届出です。土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は258㎡、届出人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は農業用倉庫が11㎡、駐車場が60.5㎡、転用面積は71.5㎡です。以上農地法施行規則第32条第1項第1号による届出1件報告申し上げます。

議 長 報告第1号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。  
(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告第1号、報告とさせていただきます。それではその他の案件です。6月の県農業会議提出案件の5条5件と5月の案件で県の保留になっていました〇〇〇について無事答申されましたことご報告申し上げます。これで予定しておりました案件は全て終了しましたが、皆さんから何かございませんか。  
(なしの声あり。)

議 長 ないようでございましたら、事務局からお願いします。

愛須 局長 (〇〇〇の許可の顛末や今後の県の許可に対する方向性、また、農地中間  
管理事業による農地の貸借の推進等についての報告あり)

各 委員 (委員から農振除外に係る申請から許可までに要する事務手続き期間の短  
縮を望む意見等の発言あり)

議 長 はい、ありがとうございました。他に何かございませんか。  
(なしの声あり。)

議 長 ないようでしたら、長時間に亘りまして慎重にご審議いただきま  
してありがとうございました。本日はこれで終了いたします。どうもあり  
がとうございました。

午後 3 時 5 2 分終了